

小豆島町介護サービスしょうどしま（指定訪問介護事業）運営規程

平成18年3月21日

告示第 26 号

改正 平成18年 4月 1日告示第101号	改正 平成19年 3月14日告示第 11号
改正 平成19年 3月30日告示第 16号	改正 平成19年12月27日告示第 63号
改正 平成20年 3月31日告示第 17号	改正 平成21年 4月 1日告示第 12号
改正 平成23年 4月 1日告示第 19号	改正 平成23年 6月 1日告示第 43号
改正 平成24年 9月 1日告示第 67号	改正 平成25年 4月 1日告示第 17号
改正 平成26年 3月24日告示第 13号	改正 平成26年 4月 1日告示第 19号
改正 平成28年 4月 1日告示第 34号	改正 平成29年 4月 1日告示第 35号
改正 平成30年 4月 1日告示第 25号	改正 平成31年 1月10日告示第 2号
改正 令和元年 9月24日告示第 68号	改正 令和2年 3月26日告示第 41号
改正 令和3年 4月 1日告示第 37号	改正 令和4年 4月 1日告示第 38号
改正 令和6年 4月 1日告示第 41号	

（事業の目的）

第1条 この告示は、小豆島町が開設する介護サービスしょうどしま（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護サービスしょうどしま
- (2) 所在地 小豆島町片城甲44番地95

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 2人

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 3人以上（常勤）うち2人サービス提供責任者と兼務

訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 525円

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 1,048円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対処方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、小豆島町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を次の各号に掲げるとおり講じるとともに、虐待を受けているおそれがある場合はただちに防止策を講じ町へ報告する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 虐待防止等のための責任者を置く。

(身体拘束)

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理）

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営についての留意事項）

第15条 訪問介護事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後12月以内
- (2) 繼続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との服務宣誓書の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、小

豆島町ハラスメント防止等に関する規則（平成27年小豆島町規則第19号）に基づき、必要な措置を講じるものとする。

5 この告示に定める事項のほか、必要な重要事項は、町長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年3月21日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。